

福祉

寝具洗濯乾燥消毒サービス

高齢者・身体障がい者の皆さんが快適な在宅生活を送ることができるよう、日常使っている寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを行います。

- ◆対象者
 - ①介護保険法に基づく要支援状態区分に認定されたひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の人
 - ②介護保険法に基づく要介護状態区分の認定を受けている人（要介護認定で要介護1～5の人）
 - ③身体障害者手帳所持者で1級または2級の人

- ◆対象

掛ふとん、敷ふとん、毛布の1組
- ◆実施日

9月下旬（野尻地区）、10月下旬（小林・須木地区）の予定
- ◆利用料

300円（3点以内）

※製品により、追加料金が発生する場合があります

◆申込方法
所定の申請書で9月6日（金曜）までに長寿介護課に申請ください。
応募多数の場合は、こちらから再度確認を行います。

◆申請書配布先
長寿介護課、須木庁舎住民生活課、野尻庁舎住民生活課

●申・問
長寿介護課
TEL 23・1140
須木庁舎住民生活課
TEL 48・3132
野尻庁舎住民生活課
TEL 44・1100

家族介護者の集い（認知症家族の会）

参加費無料。申込み不要

小林市地域包括支援センターでは、介護をしている人の心身のストレス緩和と活力につなげるよう、毎月第2土曜日に「家族介護者の集い」を開催しています。9月は、上記の要項で開催予定します。

◆日程
9月7日（土曜）

◆時間
10時～12時

◆申込方法

◆場所
小林市地域包括支援センター1階 介護予防教室

◆内容
認知症疾患医療センター大悟病院 精神保健福祉士 小倉香由子氏による講話
「認知症本人の気持ち、心理の理解」「家族が疲れないためのサポート」、「認知症と診断されたらどうすればいいの」
上手な受診の仕方」

●申・問
小林市地域包括支援センター
TEL 25・0707

児童扶養手当現況届・ひとり親家庭医療費

児童扶養手当の現況届を提出ください

「児童扶養手当 現況届」とは、児童扶養手当受給者の前年の所得と8月1日現在の児童の養育状況などを確認するためのものです。

また、「ひとり親家庭医療費」も同時に更新を行います。この届出をしなかった場合、8月以降の手当の支給が受けられなくなります。

相談

高次脳機能障がい総合相談（無料）

高次脳機能障がい者に対する支援の充実を図るため、高次脳機能障がいに対する総合相談日を開設します。

高次脳機能障がいとは

脳に損傷を受けたことにより、言語、思考、記憶などの能力に障がいが生じた状態のことです。身体の障がいは異なり、外見からは理解されにくいことから、「見えない障がい」とも言われています。

脳血管の病気や交通事故などにあった後、以前との違いに悩んでいませんか。気になることがあったら相談ください。相談は無料です。

◆日程
原則として毎週火曜
10時から16時（事前予約制）
※年末年始・祝祭日を除く

◆場所
宮崎県身体障害者相談センター
宮崎市霧島町1-1-2
宮崎県総合保健センター5階

◆申込方法
希望日の前日までに電話で申し込みください。

◆受付時間
月曜から金曜
9時から16時まで
※年末年始・祝祭日を除く

●申・問
宮崎県身体障害者相談センター
TEL 0985・29・2556

自殺対策 悩み事一斉相談会

借金・サラ金・多重債務・生活苦などの経済的な問題、病気・医療費のことなどの健康問題、家族介護・サービス内容などの介護問題、子どもの教育・教育費などの教育問題、税金のことなどで悩みのある人は、ぜひ相談ください。

弁護士、司法書士、保健所、社会福祉協議会、市役所担当課職員等が直接面接する方法で相談にのります。

一人で悩まないで、誰かに相談してみませんか。

◆日程

9月5日（木曜）
9時30分～15時

◆場所

小林市保健センター1階

◆対象

市内在住の人

◆費用

無料

◆申込方法

必ず予約が必要です。電話で申し込みください。

◆申込期限

8月30日（金曜）

●申・問

健康推進課健康増進グループ
TEL 23・0323

時間外急病診療電話案内
TEL 23-8212
平日夜間 19時から22時まで
日曜・祝日（原則小児科） 9時から12時まで
※医療機関を案内するもので、病気に関する相談を受けることはできません。

小児救急医療電話相談
TEL # 8000
365日 19時から23時まで
ダイヤル回線からは TEL 0985-35-8855
※明らかに緊急を要する急病の場合は、119番をご利用ください。

※現在、所得制限により手当を受給していない人も届出が必要です。

※対象者には別途通知します。

◆提出受付日
8月1日（木曜）～12日（月曜）土日除く
8時30分～17時15分
※1日（木曜）と8日（木曜）は、19時まで受け付けます。

◆児童扶養手当一部支給停止対象者は「適用除外届」を提出してください

受給開始から5年以上経過した受給者（3歳未満の児童を養育している人は、児童が3歳になった月の翌月から5年以上経過した受給者）について、平成25年8月以降の手当が2分の1に減額対象となりますが、次の①～⑤の人は届出を行うことにより減額が不要です。

●問
・子育て支援課
TEL 23・1278
・須木庁舎住民生活課
TEL 48・3132
・野尻庁舎住民生活課
TEL 44・1100

※以上の項目に該当しない人は、相談ください。

SUKUSUKU すくすく 投稿お待ちしております

掲載希望募集中です。3歳までのお子さんが対象。写真、氏名、ふりがな、性別、誕生日、保護者氏名、コメント（40字以内）を添えて送ってください。



とよなが はるま
豊永 悠馬 くん
1歳3カ月

可愛い可愛い☆
は～くん♪
元気に大きくな～れ♪

父：功太さん 母：麻衣子さん



もとざわ とむ
元澤 斗夢 くん
0歳9ヶ月

とむくん、産まれてきてくれてありがとう♪食べて遊んで、健康で元気に育ちますように

父：隆裕さん 母：佐由美さん



わきやま りお
脇山 里桜 ちゃん
1歳5カ月

笑顔がとーっても可愛い里桜ちゃん♪里桜ちゃんの一つ一つの成長がパパとママの幸せです！大好き

父：裕也さん 母：莉奈さん

■2次元コード
対応の携帯端末をお持ちの方は、こちらから小林市のメールアドレスにアクセスできます。